

教育再生実行会議の審議状況

教育再生実行会議の検討状況について

平成25年1月15日 教育再生実行会議を閣議決定

平成25年 2月26日

第一次提言 いじめの問題等への対応について

平成25年 4月15日

第二次提言 教育委員会制度等の在り方について

平成25年 5月28日

第三次提言 これからの大学教育等の在り方について

平成25年10月31日

第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・
大学入学者選抜の在り方について

平成26年 7月 3日

第五次提言 今後の学制等の在り方について

平成26年9月17日 3つの分科会を決定

第1分科会

これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新

第2分科会

生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方

第3分科会

教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方

平成27年 3月 4日

第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、
地方創生を実現する教育の在り方について

平成27年 5月 14日

第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、
それを培う教育、教師の在り方について

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (第六次提言 概要)

＜将来予測＞

- ・ 今後10～20年程度で、47%の仕事が自動化
- ・ 小学校に入学した子供の65%は大学卒業後、今存在しない職業に就職
- ・ 頭脳労働までもがコンピュータにより代替

＜今後の教育の在り方＞

- ・ 社会に出たあとも学び続け、新たに必要とされる知識や技術を不断に身に付けること
- ・ 仕事以外の時間を創造的、生産的に過ごすための学びの機会を提供

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

＜方向性・理念＞

- ◎ 生涯で何度でも、学び中心の期間を持つ人生サイクルを実現
- ◎ 大学等を若者中心の学びの場から全世代のための学びの場へ
- ◎ 社会全体で学びを支援

＜具体的な取組＞

- 大学、専修学校等は社会人等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進。大学等における実践的・専門的プログラムを認定、奨励する仕組みを構築。
- 大学等でのe-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進。放送大学において、資格関連科目の増設、オンライン授業科目の開設等を推進。
- 社会人の学びに対する経済的支援のため、日本学生支援機構の奨学金や教育訓練給付金制度の活用推進。社会人等のニーズに合った更なる方策を検討し、支援を充実。
- 教育行政と労働、福祉行政の連携を一層強化。事業主の協力も得て、一旦仕事を離れ、あるいは、仕事と両立しながら学んだり、子育てや介護に従事中やそれを終えた後も学び続けたりできるようにするための支援策などを検討。 など

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

＜方向性・理念＞

- ◎ 多様性(ダイバーシティ)を認め合う社会へ
- ◎ これまでの考え方にとらわれない意識や仕組みの転換を行う

＜具体的な取組＞

- 女性のスキルアップと、職場復帰や再就職等を支援する実践的なプログラムの提供を推進。大学における保育環境の整備、休学期間や在学期間の弾力的な運用を推進。
- 高齢者の活躍支援のため、シニア層向けの教育プログラムの提供を推進。ミドル・シニア社員等が現役中から地域活動に参画できる仕組みづくりを推進。

- 障害のある子供が可能な限り障害のない子供と共に教育を受けられるよう、特別支援教育支援員等の充実、教員の専門性の向上等を推進。
- 不登校、中退、ニート等の若者への支援を強化。フリースクールなどにおける多様な学びへの対応を含めた抜本的な不登校等への対策。中退者に対する学び直し支援を充実。
- 貧困の連鎖を断ち切るため、夜間補充教室などの学習支援の取組を支援、促進。子供の成長段階に応じた経済的支援を充実。

など

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

<方向性・理念>

- ◎ 「教育」の力で地域を動かす
- ◎ 小中学校等で、地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む
- ◎ 地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる

<具体的な取組>

- 子供たちが、一定期間、地方での集団生活や自然体験などの豊かな体験活動を行えるよう、長期滞在型を含む農山漁村体験活動を支援。
- 地方にある大学等への進学、地元企業への就職等を行う者を対象に、奨学金の優先枠（地方創生枠（仮称））を設けたり、返還額を軽減したりする措置を講じる。入学定員超過に対する基盤的経費の取扱いの更なる厳格化など、大都市圏における入学定員超過の適正化について検討。
- コミュニティ・スクールの拡大のため、制度面の改善や財政面の措置も含め、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組むための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。
- 過疎地域等では、学校の間を活用して、地域住民の生涯学習や健康、福祉等に関する機能をも集積していくことが考えられることを踏まえ、その仕組みの在り方について検討し、取組を進める。
- 高齢者が大学の近隣等に居住し、医療・生活支援サービスを受けながら、大学での生涯学習等に参加できるコミュニティ（日本版大学連携型CCRC（Continuing Care Retirement Community））を形成することについて検討し、モデル事業等を通じて全国展開。
- 地域スポーツコミッション等の活動を促進し、障害者スポーツを含め、スポーツ大会やアスリートなどのスポーツ資源を活用した地方創生の取組を推進。
- 新たに「日本遺産」を認定する仕組みの創設、劇場、音楽堂等における文化芸術活動の活性化など、文化資源を活かした地方創生を推進。

など

これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について (第七次提言 概要)

工業の時代 から 情報・知識の時代 へ

- ・あらゆるモノがネットワーク化、それらが自律、分散的に情報処理、交換する時代へ
- ・頭脳労働が、人工知能に代替されたり、人工知能が人間のパートナーに
- ・2045年には、コンピュータの能力が人間の能力を上回るという予測も

1. これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質・能力 ～求められる人材像～

課題発見、解決力、
志、リーダーシップ

創造性、チャレンジ精神、
忍耐力、自己肯定感

感性、思いやり、
コミュニケーション能力、
多様性を受容する力

基礎となる学力・体力

～文系理系を問わない幅広い教養、日本人としてのアイデンティティ、国語力、英語力、情報活用能力～

2. これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新

～求められる資質・能力を教育によっていかに培うか～

(1) アクティブ・ラーニングの推進、世界に伍する教育体制の確立

- 学習指導要領等の示し方を工夫し、意見発表(プレゼンテーション)、討論・話し合い(ディベート、ディスカッション、ネゴシエーション)、課題学習、事例研究などの学習・指導方法を導入。
- 体験型・課題解決型学習として、持続可能な開発のための教育、オリンピック・パラリンピックに関する教育、政治や選挙に対する関心を高める教育等を充実。
- 学習指導要領の在り方について、指導方法が硬直的にならないよう留意。高校について、必修科目の在り方など見直し。
- グローバル人材育成を志向する大学は、国際競争力のあるカリキュラムを編成。海外大学との共同学位プログラムなど学生が国内外を歩き来しながら学べる環境を整備。GPA制度など厳格な成績評価の上、早期卒業を推進。

など

(2) ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成

- 反転授業や協働学習など、ICTを活用した学習を推進。教科書デジタル化に向けて、専門的な検討を実施。大学はMOOC(大規模公開オンライン講座)の戦略的な活用を推進。
- 各学校段階を通じて、プログラミング、情報セキュリティ、情報モラルなどの指導を充実。
- 1人1台タブレットPC、無線LAN整備など、学校のICT環境整備を推進。ICT支援員の養成、学校への配置を推進。その際、地方公共団体間等の整備状況の格差に留意。

など

(3) 新たな価値を生み出す創造性、起業家精神の育成

- 小学校段階から、地域の企業等との連携によるプロジェクト活動など起業家精神を育成する取組を推進。
- 文科省と経産省の連携を強化し、産学官や金融機関の連携により、起業に挑戦する若者を支援。創業支援施設の提供や、起業支援人材の紹介などの取組を充実。

など

(4) 特に優れた才能を有する人材の発掘・育成

- 義務教育段階からの習熟度別指導を拡充。大学・大学院への飛び入学を推進。
- 発達障害や不登校などの子供のため、フリースクール等における多様な学びを支援。その中で、将来、大きく開花する可能性を秘めた、優れた才能を見出して伸ばす取組を支援。
- 特に優れた才能を有する人材を発掘・育成しやすくするため、教育課程特例校制度等の一層の活用を推進。国際バカロレアプログラムに取り組みやすくするための学習指導要領の緩和措置を実施。

など

3. 教師に優れた人材が集まる改革

～教育の革新を実践できる人材に教壇に立ってもらうために～

(育成指標の明確化等)

- 教師のキャリアステージに応じた育成指標を策定し、教員評価を充実。
- 教師の養成・採用・研修を通じた育成支援の方針を共有し、共同の取組が進むよう、地方公共団体、大学、学校等からなる協議の仕組みを整備。

(優れた人材の獲得)

- 教職を、優れた人材にとって魅力ある職とするため、長期研修の機会の提供や、人材確保法の初心に立ち返った処遇の確保などを実施。
- 教師が授業に専念できるよう、事務職員の充実や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、ICT支援員等の配置により、「チーム学校」を実現。授与手続きの簡素化等により特別免許状の積極的な活用を推進。

(教職課程の改革)

- 真に教職を目指す学生に質の高い教育を集中して行う形に、教職課程を見直し、質保証の仕組みを構築。実習等を通じ適性を評価する、教師インターン制度(仮称)の検討を推進。
- 教職大学院について、現場実践に即した教育内容や、学校マネジメントに係る学修を充実。修了者へインセンティブを付与する環境を整備。

(現職研修の改革)

- 高大接続改革に対応した教育への転換を図るためには、現職研修の改革が不可欠であり、全国的な教員研修のハブ機能を整備するとともに、教師教育全体を体系化。
- 現職研修が計画的に実施されるよう、教師の育成指標に基づく研修指針を策定。

(教育長の資質・能力の向上)

- 新教育委員会制度の下、大きな権限と責任を持つ教育長の資質向上を図る研修を充実

(全国的な教師の育成支援拠点の整備)

- 教師の資質・能力の開発・向上のための取組を国として支援するための拠点を整備。都道府県・政令指定都市が教員採用選考に当たり活用できる、共同試験の実施を検討。

など

これまでの議論を踏まえた論点メモ（案）

1. 教育投資の必要性

- ・ 少子化・高齢化の進展、経済成長の鈍化、格差の固定化など我が国が直面する課題を踏まえ、教育投資の効果、必要性をどのように考えるか。

2. 今後実施すべき具体的施策

- ・ 我が国社会が抱える課題を克服し、成長に結びつけていくために、今後、教育投資の拡充が求められる施策について、どのように考えるか。
- ・ そうした教育施策の中での優先度をどのように考えるか。

3. 財源確保のための方策

- ・ 教育投資の拡充を実現するために必要な財源確保のための方策について、どのように考えるか。（例えば、これまでの歳出の見直し、民間資金の活用、税による財源確保の在り方などについて、どのように考えるか。）

4. 国民の理解を得るための方策

- ・ 上記3. の教育財源確保を実現するに当たり、国民の理解を醸成するための方策について、どのように考えるか。（例えば、国民への広報・情報提供の在り方や、教育施策の効果検証の必要性などについて、どのように考えるか。）